

清代雍正初頭における西北・西南諸省の開鑄論議

上 田 裕 之

清代雍正初頭における西北・西南諸省の開鑄論議

上 田 裕 之

はじめに

本稿は、清代雍正年間（1723-1735）の初頭になされた西北・西南諸省の制錢（官鑄の銅錢）鑄造開始をめぐる政策論議を跡付けて、18世紀前半に京師から漢地全域に拡大していった錢貴問題と制錢供給政策の雍正初頭段階での様相を明らかにするものである。

漢地の貨幣史において18世紀前半は、清朝の制錢供給の活発化、錢価（銅錢の対銀レート）の騰貴＝錢貴の発生、銅錢遣いの拡大という新たな展開がみられた時代として注目される⁴¹。その到達点としての銀錢併用の定着は、18世紀後半の銅錢の豊富化による未曾有の好況、19世紀前半の錢価下落による社会不安の蔓延、1870年代以降の錢価上昇による農村部の購買力拡大など、清代中期～後期の社会経済の動向にさまざまな影響を及ぼした。それでは、そのような歴史的展開はいかなる要因によってもたらされたのであろうか。何がどう作用して、制錢供給の活発化・錢貴の発生・銅錢遣いの拡大という三つの現象が並走するに至ったのであろうか。貨幣史上に銀錢併用の定着という新たな展開をもたらした“歴史の原動力”は、いったいどこに存在したのであろうか。筆者は、かかる問題に関心を寄せ続けてきた。一定期間持続した市場なり貨幣なりの構造を読み解くことよりも、変化の動因を見極めることに主眼を置いてきたのである。

かかる問題関心からは、制錢供給の政策的意図が重大な論点として浮かび上がる。従来の研究は、専ら錢貴対策として当該政策を位置づけてきた。市場で錢貴が問題化し、清朝はそれを見過ごすことができなかつたので、制錢供給に取り組まざるを得なかつた、というのである。それは、上述したような“原動力”を主として社会経済の側にみようとするものといえる。それに対して筆者は、題本・奏摺などの檔案（行政文書）史料を徹底的に収集し分析することを通して、統治機構としての清朝のありように即して当該政策の実情を読み解いてきた。その成果をいったんまとめたのが前著（上田 [2009]）であり、当該政策が市場・財政・軍制・理念によって複合的に規定され、そのことが市場に意図せざる結果をもたらし、そうして次々と新たな展開を生んでい

⁴¹ 代表的な研究として、佐伯富 [1971 (初出1959)]、黒田明伸 [1994]、李強 [2008]、黨武彦 [2011]、足立啓二 [2012 (初出1991)]、王徳泰 [2013] を挙げておく。

ったことを明らかにした。清朝は決して観念的な存在ではなく、生身の人間が集合して形作った統治機構である以上、その存立は当然ながら市場の安定のみに依拠するものではなく、むしろ財政・軍制・理念に関わる内部的要請が看過すべからざるものとして存在していた。それこそが、貨幣史の行方を決定づけていたのである。統治機構が組織され、維持運営されるということの意味を、もっと重く受け止めなければならない。漢地の貨幣史研究は、国家史・政策史の視座・手法のもとになされる必要がある。それは、漢地社会の基本的性格に鑑みれば至極自然なことといえよう。

上記前著では、可能な限り多くの関係檔案を収集し、分析を加えた。ただ、雍正年間に関しては、ほとんど現存しない題本に代わるものとして、中国第一歴史檔案館所蔵の戸科史書（財政関係の題本を戸科が抄写・保存した檔冊）を利用したのであるが、中国第一歴史檔案館では2008年5月末より史料現物の閲覧が停止され、マイクロフィルム化もデジタル化もされていない戸科史書の調査はその時点で不可能となっしまい、必ずしも十分に活用できなかった。その後、2008年9月付で広西師範大学出版社より、中国第一歴史檔案館所蔵の雍正年間の戸科史書が『雍正朝内閣六科史書 戸科』（以下では『雍正戸科史書』と略記）として影印出版されたが（上田 [2011]）、筆者が実物を目にするのができたのは2009年に入ってからであり、同年に上梓した前著において利用することはかなわなかった。結果として、雍正年間については前著刊行後に『雍正戸科史書』を詳細に調査した上で諸問題をあらためて検討することとした。その成果が、上田 [2012] [2013] [2016a] [2016b]、そして本稿である。

本稿で取り上げるのは、雍正初頭になされた西北・西南7省、すなわち山西・陝西・甘肅・雲南・四川・貴州・広西の制錢鑄造開始をめぐる政策論議である。これらの諸省のうち実際に鑄造開始に至ったのは雲南省だけであり、それゆえ官撰書にはその他の6省に関する記事はほとんど存在せず、『雍正戸科史書』によって初めて政策論議を俎上に上げることが可能になった。雲南省以外の6省の制錢鑄造は、実現に至らなかった政策なので、その後の貨幣史に与えた直接的影響はゼロである。しかし、だからといって、その政策論議が検討に値しないということにはならない。むしろ、一度は取り沙汰されながら実現しなかった経緯を追跡することによって、その当時の状況をより立体的に描写することが可能になろう。特に雍正初頭は、康熙（1662-1722）末年に京師で錢貴が問題化した直後であるとともに、錢貴対策を標榜する銅禁政策（黄銅器皿の製造と所有を禁止し、官・民から黄銅器皿を強制的に買い上げて制錢鑄造の原料に供する政策）²¹が雍正3～4年に成立して翌5年にかけて漢地全域に施行される直前にあたり、清朝の政策と市場の錢貴との関係性を検証する上で非常に重要な位置にある。

²¹ 専論として、佐伯富 [1971 (初出1959)]、李強 [2004] がある他、筆者は上田 [2016a] [2016b] において銅禁政策の展開について詳論している。

以下、第一章では西北・西南7省の制錢鑄造の制錢鑄造が議論されることになった発端を取り上げ、何を意図して制錢鑄造を模索し始めたのかを明らかにする。その上で第二章では、雲南省と同様に鑄造開始が決定していた四川省の政策過程を跡付けて、四川省の鑄造開始が見送られるに至った経緯を論じる。ついで第三章では、その他の5省の鑄造開始がやはり見送られた経緯を論じる。

なお、引用史料において（ ）は引用者による註記、〔 〕は引用者による補記、……は中略を意味する。

第一章 開鑄論議の発端

雍正初頭の政策論議を正確に理解するためには、言うまでもなく康熙末年の状況を踏まえておく必要がある。

京師の戸部管下の宝泉局と工部管下の宝源局（以下、京局と総称）では、康熙41年に重量1錢4分の良質な「大制錢」の鑄造が開始された。康熙帝は、同23～41年に鑄造された重量1錢の「小制錢」や雑多な私鑄錢を将来的に排除すべく、大制錢の鑄造拡大を推し進めた。ところが、大制錢の豊富化は京師の近隣地域において銅錢遣いの拡大を促し、図らずも京師とその周辺において錢貴を発生させることとなった。京師の錢貴は、兵餉の大部分を銀で受領する八旗兵丁の生計を脅かすものであり、清朝は制錢鑄造のさらなる拡大と八旗兵餉における制錢搭放割合の引き上げを追求していった（上田 [2009: 101-134, 169-204]）。

その一方で康熙帝は、私鑄犯に私鑄の原料を提供することにつながるとして、各省の制錢鑄造に強く反対していた。康熙41年の大制錢の鑄造開始から同61年の康熙帝の死に至るまで、各省の制錢鑄造は一切行われなかった（上田 [2009: 102-110]）。康熙中葉に品位の低い小制錢や私鑄錢が氾濫したのは京師も各省も同様であったが、京師のみ、大制錢の大量供給と銅錢遣い拡大・錢貴発生という新たな事態を迎えていたのであり、雍正帝即位時において各省では康熙中葉以来の状況に大きな変化はなかったとみられる。

注意を要するのは、雲南省である。財政基盤の貧弱な雲南省は、売却益を地方行政経費の財源とすべく、康熙44年から銅の生産を推進していた。康熙54～55年には洋銅（日本銅）の輸入が急減したため、京局辦銅（銅調達）を担う官商たちが多く雲南省を訪れ、滇銅（雲南銅）を買付けにいった。しかし、康熙56年からは洋銅の輸入がいくぶん回復したために、雲南省は銅の滞積に悩まされるようになった。そこで雲南省は、滞積した銅＝「積銅」を消費するために自省で制錢鑄造を開始することを願い出たが、戸部に退けられた。その理由は史料上からは明らかにできないが、少なくとも制錢鑄造の提議が上述した康熙帝の方針に抵触するものであったことは確かである（上田 [2009: 241-245]）。

このように、京師の錢貴の問題化と京局の制錢鑄造拡大、各省の私鑄錢充溢、雲南省の積銅問題と制錢鑄造提議の頓挫、といった異なる事象が並行して現れるなかで、康熙61年11月20日、康熙帝の後を継いで雍正帝が即位したのであった。

雍正帝は即位のわずか2日後に、制錢鑄造に関する論旨を下した。『大清世宗憲皇帝實錄』卷1、康熙61年11月癸卯（22日）条には、以下のようにある。

大学士等は奏して雍正年号の錢文式様を頒す。旨を得たるに、「錢文は國家の重務に係る。向に錢価昂貴するに因り、常に皇考の聖懷を廬す。今、何を以て錢文の価をして平ぜしむれば、方に皇考の民の利用に便ならしむるの意に合はん。従前、雲南巡撫楊名時は鼓鑄せんことを題請するに、部は議して挙行するを准さず。滇省の外、何れの省は応に鼓鑄して錢価に有益ならしむべけんや。著して総理事務王大臣・九卿をして公同し會議し具奏せしめよ」と。尋いで議すらく、「錢文を鼓鑄するは、応に雲南・四川兩省をして炉を設けて鼓鑄せしめん」と。之に従う。

雍正改元にともなって内閣大学士が制錢「雍正通寶」の鑄造開始について上奏したのに対して、雍正帝は錢貴が亡父康熙帝以来の懸案であることに言及し、制錢鑄造の開始を提議しながら戸部によって退けられていた雲南省に鑄造を行わせることに加えて、他の諸省の鑄造についても検討するよう、総理事務王大臣（和碩廉親王允禩・和碩怡親王允祥・内閣大学士馬齊・吏部尚書隆科多）および九卿に対して命じたのであった。各省における制錢鑄造は私鑄犯に原料をむざむざと提供することになる、という康熙帝の警戒心を、雍正帝は共有していなかったようである。これに対して総理事務大臣・九卿らは、雲南・四川兩省の制錢鑄造開始を提言し、裁可を得たのであった。

同じ頃、制錢鑄造を願い出て退けられていた雲南省は、年額100万斤の滇銅の京局納入を新たに提議していた。『皇朝文獻通考』卷15、錢幣3、雍正元年条には、

〔雲南〕巡撫楊名時は奏して毎年京局に銅一百万觔を解り以て鼓鑄に供さんことを請う。經に〔総理事務〕王・大臣は戸部と会同して議して言わく、「滇省の採銅は漸次効有り。其の京に解り多く脚費を需むるよりは、即ち滇に留めて開鑄するに如かず……」と。康熙六十一年十二月に旨を得たるに、「議に依れ……」と。

とあり³¹、前述した雲南・四川兩省の鑄造決定の翌月である康熙61年12月に、雲南巡撫楊名時から提議された滇銅の京局納入について総理事務王大臣と戸部が協議して、提議を退けて制錢鑄造を行わせるよう主張し、雍正帝の裁可を得たことがわかる。雍正帝即位前になされた制錢鑄造提議は戸部の反対に遭って却下されていたが、積銅の消費が急務であった雲南省はすかさず代案

³¹ この時の論旨は、『大清世宗憲皇帝實錄』卷2、康熙61年12月戊寅（27日）条に記載されており、論旨の下った日を特定できる。

として京局への滇銅納入を提議した。しかしそれが中央に到達する前に、既述したように雲南・四川両省の制錢鑄造が決定しており、しかも京局に滇銅を納入する場合に要する輸送費がおそらくは戸部に忌避されたため、滇銅納入の提議は退けられて、雲南省は当初要望した制錢鑄造を結果的に中央から命じられることとなったのである。つまり、雲南省の制錢鑄造は、錢貴対策に取り組もうとする雍正帝、余計な財政支出を回避したい戸部、積銅を消費する必要に迫られていた雲南省、この三者の要求が一致したことによって実現に至ったのであった。このことは、他の6省の制錢鑄造が見送られた理由を考える上で示唆的である。

以上の経緯で問題となるのは、雍正帝が問題視した錢貴をどうとらえるかである。前掲の『実録』康熙61年11月癸卯（22日）条の記事には、錢貴に関して「錢価昂貴」とあるのみで、錢貴の地理的範囲がどのように認識されていたのか、また、ここで対策として検討が命じられた各省の制錢鑄造が錢価の引き下げにどのように役立つと考えられていたのか、はっきりしない。この点に関して、雲南省の制錢鑄造に関する雍正元年3月20日の雲南巡撫楊名時題本⁽⁴⁾について議覆した雍正元年6月11日の戸部の題本には、次のように記されている（傍点は引用者）⁽⁵⁾。

查すれば康熙六十一年十一月内に、旨を奉じて京師の錢価を平ずるを議するに、辦事王大臣（総理事務王大臣）は九卿と会同して議覆すらく、「雲南・四川両省の督撫に行令して炉を開きて鼓鑄せしめん。原より宝泉・宝源二局の鑄する所の制錢は各省の取給すること甚だ多く、以て錢価日に貴きを致せば、因りて舟楫を通ぜざる雲南等の省をして陸続と炉を開きて鼓鑄せしむるものなり」と等の因。行文して案に在り。

ここから、雲南・四川両省に制錢鑄造を行わせようとしたのはあくまでも「京師の錢価」を引き下げるためであったことが確認される。京局が鑄造した制錢が各省に「取給」されてしまい、そのことが京師に制錢不足をもたらし、京師の錢貴の一因になっていると考えられていたのである。決してこの時点で京師のみならず各省においても錢貴鎮静化が目指されていたわけではない。

さらに、同じ戸部の題本には、雍正元年3月20日の雲南巡撫楊名時題本を引用した部分に、次のように記されている⁽⁶⁾。

兵餉に搭放するに至りては、宜しく錢局に近き所もて量りて銀八錢二もて搭放するを行うべきに似たり。本省に留むる錢は九万一千二十串なり。此の外、部文に遵い、四万串を以て湖広に解運し、其の隣近の江西省は応に二万串を解運するを請うて部議を聴候すべし。

制錢鑄造を命じられた雲南省は、自省の兵餉に年額9万串余りを搭放する他、「部文に遵い」、つまり戸部からの指令に基づいて4万串を湖広省に移送し、さらに2万串を江西省に移送しようと

⁽⁴⁾ 『雍正戸科史書』第2冊、449-451頁、雍正元年3月20日、雲南巡撫楊名時題本。

⁽⁵⁾ 『雍正戸科史書』第3冊、118-124頁、雍正元年6月11日、総理事務王大臣和碩怡親王允祥等題本。

⁽⁶⁾ 『雍正戸科史書』に抄録された楊名時題本（前註(4)所掲）はところどころ省略・簡略化されているので、あえて戸部の議覆の引用部分を示す。

していたのである。積銅消費の必要に迫られる一方で省内の貨幣需要は小さい雲南省はなるべく多くの制錢を他省に送り込もうとしていたのであるが、ここでは、湖広省への制錢移送が「部文」に依拠する提案であったことに注目したい。戸部は、単に雲南省に制錢を鑄造させるだけでなく、その一部を他省に供給させることを計画していたのであり、そうすることで京局の制錢が各省に流出してしまうのを抑制しようとしていたと考えられる。

なお、この戸部の題本には、康熙61年11月の議覆を引用した前掲箇所に、『実録』にはみられなかった文言として「舟楫を通ぜざる雲南等の省」とあり、京師と水運を通じていない諸省を選んで制錢鑄造を開始させようとしていたことがわかる。京師と水運を通じていないのであるから、それらの諸省自体が京局の制錢の流出先として問題視されていたとは考えられない（京師と水運を通じている諸省にこそ制錢は容易に流出したはずである）。これは、京師と水運を通じている諸省には京局辦銅を命じてあり、それらの諸省で調達可能な銅があれば京局に納入されることを前提として⁴⁷⁾、たとえ銅を産出したとしても京師と水運を通じていないために京局に納入するのが困難なそれ以外の諸省に対して制錢鑄造を行わせようとしたものと考えられる。

裏返せば、京師と水運を通じている諸省において京局に納入可能な銅をあえて存留させて制錢鑄造を行わせる意図はさらさらなかった、ということである。京局に可能な限り銅をかき集めて最大限の制錢鑄造を行い、それによって八旗兵餉の制錢搭放を拡充することは、八旗生計保護の目的に照らせば最優先事項であり、その範囲外に銅が眠っているのであれば制錢鑄造を行わせて、京師からの制錢流出の抑制に役立たせよう、という二段構えの計画であったと考えられる。あくまでも京局の最大限の制錢鑄造ありきであって、その延長上において京師からの制錢流出抑制策として「舟楫を通ぜざる雲南等の省」の制錢鑄造が提議されたのである。

かかる「舟楫を通ぜざる」省は、雲南・四川両省だけではなかった。ここまでに取り上げた史料は雲南・四川両省の制錢鑄造に言及するのみであるが、雍正元年7月24日の戸部の題本には、次のように記されている⁴⁸⁾。

查すれば〔康熙〕六十一年十一月内に、経に〔総理事務〕王大臣等は上諭を欽奉して会議すらく、「雲南・四川両省の炉を設けて鼓鑄する、並びに水路を通ぜざるの山西・陝西・甘肅三省の出銅有りや無しや、鑄錢の民に裨益有りや無しやの処もて、各該督撫に行令して声明し具題せしむ。其の水路を通ずるの福建等の省は並びに未だ炉を設けて鼓鑄するを行令せず」

⁴⁷⁾ 康熙55年より、京局辦銅は江蘇・安徽・江西・浙江・福建・湖北・湖南・広東の8省に課せられていた（上田 [2009: 113]）。康熙61年からは江蘇省が安徽・江西・福建・広東の分担分を、浙江省が湖北・湖南の分担分を代行していたが、それはいずれの省も江南にもたらされる洋銅を調達していたため、江蘇・浙江両省の管理下に集約した方が混乱がないと考えられたからであった（上田 [2009: 179]）。京師と水運を通じるこれら8省の調達可能な銅とは、この時点では取りも直さず洋銅であり、それは京局に吸い上げられるようになっていた。

⁴⁸⁾ 『雍正戸科史書』第4冊、314-318頁、雍正元年7月24日、総理戸部事務和碩怡親王允祥等題本。

と。業^す経に旨を奉じたるに「議に依れ」と。

これによれば、康熙61年11月の議覆において総理事務王大臣らは、雲南・四川両省の制錢鑄造を提議しただけでなく、「水路を通ぜざるの山西・陝西・甘肅三省」に銅産の有無や民間の銅錢需要について調査・回答させることを提言し、雍正帝の裁可を得ていたのである。さらに、そもそもこの戸部の題本は広西省からの回答に関する議覆であり、また、貴州省も後述するように回答をしており、そこには、

部咨を准くるに、「行令して黔省の産する所の銅・鉛は一年に若干万斤を得べき、鑄錢は若干万串を得べき、民に裨益有りや無しやを查明して具題せよ」と等の因。

とあるから⁹⁹⁾、本件の調査と回答は山西・陝西・甘肅・貴州・広西の5省に命じられたとみてよい（他の諸省は関係していないようである）。

それら5省の制錢鑄造の検討は、以上のように雲南・四川両省の制錢鑄造と一括して提議されたものであり、また、雲南・四川両省の制錢鑄造が京師の錢貴対策として提議されたことは前述した通りであるが、山西省からの回答について議覆した雍正元年7月9日の戸部の題本には、

査すれば上年（康熙61年）十一月内に、京師の錢価昂貴するに、〔総理事務〕王大臣等は上諭を欽奉して會議して、行令して水路を通ぜざる山・陝等の省の該督を將て各該省の出銅有りや無しや、鑄錢の民に裨益有りや無しやの所を声明し具題せしめ……

とあり（傍点は引用者）¹⁰⁰⁾、山西・陝西等の制錢鑄造も京師の錢貴対策として提議されたことを直接確認できる。いささかくどいかもしれないが、以上によって、康熙61年11月の同一の議覆において、京師の錢貴対策として、雲南・四川両省の制錢鑄造の実施と山西・陝西・甘肅・貴州・広西の5省の制錢鑄造の検討が同時に提議されたものと断定することができる。

以上のような経緯で、雲南・四川両省の制錢鑄造が決定するとともに、山西・陝西・甘肅・貴州・広西の5省の制錢鑄造もあわせて検討されることになったのであった。それはあくまでも京師の錢貴対策の一環として着手されたものであり、京師と水運を通じておらず京局辦銅と連結していない諸省に銅資源があるならば現地において制錢を鑄造させ、それによって京師からの制錢流出が抑制されることを期待していたのであった。

第二章 四川省の鑄造見送り

四川省の鑄造開始は、雲南省のそれと同じくもともと既定事項であったが、結局は見送られた。その経緯を、本章でみていきたい。

⁹⁹⁾ 『雍正戸科史書』第4冊、36-37頁、雍正元年5月27日、貴州巡撫金世揚題本。

¹⁰⁰⁾ 『雍正戸科史書』第4冊、119-121頁、雍正元年7月9日、総理戸部事務和碩怡親王允祥等題本。

清朝中央の決定を受けて、四川巡撫蔡珽は雍正元年2月9日に題本を上せ、省城（成都）に鑄銭局を設置することを提議し、今後の手順について見通しを述べた⁽¹¹⁾。そこでは、検討すべき事柄のひとつとして、銅・亜鉛を他省において買い付けるか、それとも省内で調達するか、という問題が挙げられている。それに対して戸部は同年3月15日に議覆し、雍正帝の裁可を得た⁽¹²⁾。ここにおいて戸部は、

四川・雲南二省の炉を開き鼓鑄するは、原より国宝（欽定貨幣たる制銭）の充足して各省に流通するを期するも、並びに急猝に辦理するの事に非ず。

と述べている。雲南・四川両省の制銭鑄造は、前述したように、即位まもない雍正帝が亡父康熙帝の遺志を継ぐ形で注力することを宣言した京師の銭貴対策の一環として決定された政策であった。それにもかかわらず、ここでは両省の制銭鑄造が「並びに急猝に辦理するの事に非ず」と簡単に言い切られ、その緊急性を否定されているのである。

そして、如上の認識を示した上で戸部は、銅・亜鉛の調達に関して四川巡撫蔡珽が提示した二案のうち、すぐに着手できるが費用が割高となる他省での買い付け案を退け、生産が軌道に乗るまで時日を要するが費用は割安となる民辦の銅山・亜鉛山開発案を支持し、裁可を得ている。四川省の制銭鑄造が「急猝に辦理するの事に非」ざることを根拠に、制銭鑄造の早期実現よりも経費の節減を優先させているのである。

同様のロジックは、前掲した雲南省の制銭鑄造に関する雍正元年6月11日の戸部の題本にもみられる。すなわち、前述した雲南省から湖広・江西両省への年額6万串の制銭移送に関して、「銭文を鼓鑄するは、原より急猝に辦理するの事に非ず」と述べ、その上で、湖広・江西両省への制銭移送は多額の輸送費を要すること、湖広・江西両省の銭価は騰貴していないこと、雲南省の鑄造した制銭が民間の交易を通しておのずと流入するであろうことを理由に、制銭移送を全面的に退けているのである。前述したように、少なくとも湖広省への4万串の移送は戸部からの「部文」に基づいて雲南省が計上したものであった。それにもかかわらずここで戸部が制銭移送を却下しており、雍正帝もそれを問題にせず裁可していることは、この間に中央で方針の転換があったことを窺わせる。

京師の銭貴対策は、一貫して重視されていた。もし、両省（あるいは両省をはじめとする西北・西南諸省）の制銭鑄造が依然として京師の銭貴対策に直接的に関わる施策として強く意識されていたならば、戸部は不用意に「原より急猝に辦理するの事に非ず」などと言い切ることはできなかったはずである。そのような物言いが許されたということは、戸部だけでなく雍正帝も、この時点で両省（西北・西南諸省）の制銭鑄造と京師の銭貴対策とをほとんど結びつけていなかった

⁽¹¹⁾ 『雍正戸科史書』第1冊、379-380頁、雍正元年2月9日、四川巡撫蔡珽題本。

⁽¹²⁾ 『雍正戸科史書』第1冊、439-444頁、雍正元年3月15日、總理戸部事務和碩怡親王允祥等題本。

ということである。京師の錢貴対策の中心は、なんといっても京局の制錢鑄造の維持・拡大であり、また、京師での制錢の銷毀や販運の取り締まりであった。雲南・四川両省をはじめとする西北・西南諸省の制錢鑄造は、京師の錢貴対策として提起されたものではあったが、ほどなくして雍正帝にも戸部にも錢貴対策として重要な位置を占めるとはみなされなくなっていたといえる。それゆえにこそ、戸部はやすやすとその緊急性を否定して経費の問題を優先させることができたのであろう。

こうして四川省は銅・亜鉛を省内で調達することになったのだが、四川巡撫蔡珽は同年5月20日の題本において、亜鉛生産の成果が上がっていないことを報告した。そして、雲南省でも同省の制錢鑄造開始の影響で亜鉛の価格が騰貴していることを指摘した上で、引き続き3ヶ月試掘を続けてなお成果が上がらなければ制錢鑄造を暫時見送ることを提議し、それは戸部の議に下された¹⁴³⁾。戸部は同年7月20日に議覆して、蔡珽の提議を容認し、雍正帝の裁可を得た¹⁴⁴⁾。雍正帝も戸部も、亜鉛生産の不調を受けて他省での亜鉛買い付けを再検討させることはなく、制錢鑄造の見送りをこの時点で許容していたといえる。

ついで四川巡撫蔡珽は同年9月3日の題本において、結局亜鉛は産出しなかったので制錢鑄造を見送りたいと上奏したが、雍正帝はこれを戸部の議に下さず、年羹堯との協議を命じてあったにも関わらずそうしていないことを理由に蔡珽の提議をはねつけて、川陝総督年羹堯に上奏を命じた（ただ、どの段階で雍正帝が蔡珽に年羹堯との協議を命じたのかは不詳）¹⁴⁵⁾。これを受けて蔡珽は同年10月20日の題本において、年羹堯もまた鑄造を見送るべきとの考えであったことを報告したが、雍正帝は蔡珽が「原奏に固執」しているとして取り合わず、前任四川巡撫塞爾圖^{セルトゥ}らに調査を命じた¹⁴⁶⁾。

その後、川陝総督年羹堯が同年12月20日に題本を上せて、亜鉛が得られないので制錢鑄造を当面見送り、「軍務」¹⁴⁷⁾を完了した後に湖南省での亜鉛買い付けの可否を検討したいと提案し、戸部の議に下された¹⁴⁸⁾。戸部は雍正2年2月23日に議覆してこれを支持し、雍正帝も裁可を与えて、四川省の制錢鑄造見送りは決定した¹⁴⁹⁾。

なお、前掲の年羹堯題本には「査するに川省は制錢甚だ少なく価値甚だ貴し」とあり、一見すると四川省での錢貴の発生を示すもののようにみえるが、そこには続けて「臣の川を撫する時も

¹⁴³⁾ 『雍正戸科史書』第3冊、401-402頁、雍正元年5月20日、四川巡撫蔡珽題本。

¹⁴⁴⁾ 『雍正戸科史書』第4冊、281-283頁、雍正元年7月20日、総理戸部事務和碩怡親王允祥等題本。

¹⁴⁵⁾ 『雍正戸科史書』第6冊、84-85頁、雍正元年9月3日、四川巡撫蔡珽題本。

¹⁴⁶⁾ 『雍正戸科史書』第7冊、160-161頁、雍正元年10月20日、四川巡撫蔡珽題本。

¹⁴⁷⁾ 康熙59年からのチベット進駐や前年の雍正元年に勃発したいわゆる「ロブサンダンジンの乱」の鎮圧に関わる軍事上の任務を指すものであろう。

¹⁴⁸⁾ 『雍正戸科史書』第8冊、278-279頁、雍正元年12月20日、川陝総督年羹堯題本。

¹⁴⁹⁾ 『雍正戸科史書』第9冊、54-55頁、雍正2年2月23日、総理戸部事務和碩怡親王允祥等題本。

亦た^{かつ}曾て鼓鑄を題請するに部は議して准^{ゆる}さざるを以て止む。今、錢価の貴きこと前の如し」とあって、年羹堯の四川巡撫在職時（康熙48～60年）から錢価の水準は変わっていないことが見て取れる。このように錢価が従来より高い水準にあることを記し、新しい現象としてとらえていないものは、上田 [2013: 51-52] で論じたように、康熙41年から京師で鑄造されている重量1錢4分の大制錢が品位相応に高く評価されていたことを示すに過ぎないとみるべきである。そもそも銀1両=1,000文という公定レートに経済的な合理性があるわけではないので、高品位の銅錢がそれよりも高い錢価をつけるのは自然なことである。清朝が「錢貴」とみなした現象には、そのようなケースと錢価の急激な上昇によって経済的に支障をきたしているケースとが混在している。それを史料上から区別することは決して容易ではないが、最大限慎重に検証する必要がある⁽²⁰⁾。ともあれ、いずれにせよ、雍正帝や戸部が四川省の錢価動向に注目した形跡はない。四川省の銅錢流通状況それ自体には関心を寄せていなかったと考えてよいだろう。

以上のように、四川省は雲南省とともに制錢鑄造を命じられていたが、制錢鑄造の早期実現よりも経費の節減を優先する戸部によって他省で銅・亜鉛を買い付ける案を退けられ、自省での銅・亜鉛生産を目指したものの亜鉛を得ることができず、結局は制錢鑄造を当面見送ることになったのである。この間、京師の錢貴問題が言及されることはなく、むしろ、雲南・四川両省の制錢鑄造には緊急性がないという認識を戸部が明確に示し、雍正帝もそれを全く問題にしていないことから、当時重視されていた京師の錢貴問題との結びつきは実質的にはほぼなくなっていたと考えられる。また、四川省において錢価が公定レートを上回っていることが報告されたが、雍正帝や戸部がそのことに関心を示すことはなかった。

ちなみに、雍正『大清会典』卷48、庫藏3、錢法、監鑄、康熙61年条には「滇・蜀二省は並びに鼓鑄を開く」とあり、また、雍正元年条には「四川局を停止す」とあって、短期間ながら四川省で制錢鑄造が実施されたかのように読める記載がなされており、乾隆以降の会典則例・会典事例にも同様の記載が引き継がれている。しかし実際には、ここまでみてきたように、四川省の制錢鑄造は一度も実施されないまま先延ばしされたのであり、また、それが決定したのは雍正元年ではなく雍正2年のことであった。

また、四川省は雍正10年から制錢鑄造を実施しているのだが、『皇朝文献通考』卷15、錢幣3、雍正10年条には、

是れより先、四川は康熙四十二年に奏して寧遠府属の各銅廠を開き、雍正元年に至りて^{すて}已に鼓鑄を請うも、砒砂未だ^{さか}旺んならざるを以て復た^{すて}經に停むるを議す。

⁽²⁰⁾ かつては、銀1両=1,000文という公定レートを貴賤の基準とすることの恣意性や制錢の規格変更が錢価に反映されている可能性を全く意識せずに公定レートを上回る錢価の存在をもってただちに貨幣需要増大などの経済変動を読み取ろうとする研究が多くみられたが、そのような議論はもはや通用しないことを指摘しておきたい。

とあって、雍正元年に四川省が自ら制錢鑄造を提議し、しかしながら銅が不十分で取りやめたかのように記されているが、既に見たように、雍正元年に四川省側が制錢鑄造を提議したのは前年末の中央での決定を受けたものであったし、見送りの理由は銅不足ではなく亜鉛不足であった。特に鑄造提議の件は政策意図の理解に直接関わるものであり、見過ごすことはできない。

第三章 その他5省の鑄造見送り

続いて本章では、銅産の有無と民間の銅錢需要に関する調査と回答を要求されていた山西・陝西・甘肅・貴州・広西の5省についてみていきたい。これらの5省は、鑄造見送りを提議してそのまま雍正帝に裁可された陝西・甘肅・貴州の3省と、鑄造ないし京局からの制錢移送を提議しながら戸部の議覆を経て退けられた広西・山西両省とに大別できる。

陝西・甘肅両省については、雍正元年5月20日の川陝総督年羹堯の題本が雍正帝に直接裁可されている¹²¹⁾。そのなかで年羹堯は、制錢鑄造は「民間に有益」と述べつつ、

今、陝・甘兩属は既に銅を産せず、若し別省より銅斤を転運すれば、惟だ脚価・盤費徒に帑金を費やすのみならず、採辦すること遅誤すれば豈に能く隨時鼓鑄せんや。

として、陝西・甘肅両省には銅は産出せず、他省で買い付けるとなれば経費がかさむ上に安定的に鑄造できないとの見解を示し、制錢鑄造に実質的に反対している。雍正帝はこれを戸部の議に下すこともなく、「該部は知道せよ」との論旨を与えて、陝西・甘肅両省の鑄造見送りをあっさり承諾している。

貴州省も、貴州巡撫金世揚の雍正元年5月27日の題本が雍正帝に直接裁可されている¹²²⁾。そのなかで金世揚は、

臣查するに、黔省は地荒陬^{かたよ}に僻り、山は窮まり水は尽き、銅斤原より出聚する無く、間ま一二の砮廠有るも久しく^{すて}経に封閉し、若し開採し鼓鑄せしむれば、工本は需費浩大なるを論ぜず、一時に以て獲効し難し。

と述べて、貴州省には銅は産出せず、たとえ採掘を試みたとしても経費ばかりがかさんですぐには成果を得られないとの見通しを示すとともに、貴州では貨幣として銀と塩を用いていて銅錢は使用しないので、制錢鑄造は「並びに裨益無し」と断じている。これに対して雍正帝は「該部は知道せよ」との論旨を与えて、貴州省の鑄造見送りを認めている¹²³⁾。

¹²¹⁾ 『雍正戸科史書』第3冊、218頁、雍正元年5月20日、川陝総督年羹堯題本。

¹²²⁾ 前註(9)所掲、金世揚題本。

¹²³⁾ この貴州省のみ、『実録』に記載があるが(『大清世宗憲皇帝実録』巻9、雍正元年7月壬午(5日)条)、いかなる経緯で金世揚の上奏がなされたのかは読み取れない。

一方、広西省については、広西巡撫孔毓珣の雍正元年5月15日の題本が戸部の議に下され⁽²⁴⁾、戸部は雍正元年7月24日に議覆して裁可を得ている（前掲）⁽²⁵⁾。孔毓珣は、京師から遠く離れた広西省には京局の制銭が到来せず、かつて铸造した制銭（康熙中葉の制銭铸造を指すとみられる）もほとんど尽き、民間では前代の旧銭や雑多な銅銭を混用していることを報告した上で、自省の銅に加えて雲南省の銅と湖南省の亜鉛を買い付けて、広西省城（桂林）において制銭を铸造することを提議している。また、民間で流通している雑銭は当面制銭1文＝雑銭2文のレートで使用を許可することを提言し、制銭が流通するようになれば雑銭は禁止せずともおのずと用いられなくなるだろう、との見通しを述べている。これに対して戸部は、

但だ徒に運費多きのみならず、抑も且つ楚・滇の銅・鉛の価値必ず昂貴す。況んや現今、川撫蔡珽の鼓鑄を具題する疏内に、已に隣省を訪問するに果たして零南開鑄するに因り鉛価頓昂すの語有り、是れ粵西も亦た隣省に前赴して銅・鉛を採買するに便ならざるをや。

と述べ、雲南・湖南両省での銅・亜鉛の買い付けは輸送費を要するのみならず銅・亜鉛の価格騰貴を引き起こすとの見通しを示し、また、雑銭の流通については康熙61年9月に康熙帝が「大小兼用」を認める上諭を下していることを理由に容認し、広西省の制銭铸造に反対した。雍正帝は、この戸部の議覆を裁可している。経費節減を優先して他省での銅・亜鉛の買い付けに反対する戸部の姿勢は、前述した四川省のケースと共通している。

なお、戸部が引いている康熙帝の「大小兼用」を認める上諭とは、康熙23年から同41年までに铸造された重量1銭の小制銭と康熙41年以降に铸造された重量1銭4分の大制銭の兼用を認めるものであり、私鑄銭を含めた低品位の銅銭の使用を十把一絡げに許したものではない⁽²⁶⁾。広西省に流通する雑銭には小制銭も含まれていたであろうが、かかる康熙帝の上諭を根拠に放任するのは少なからず強引であり、制銭铸造を見送らせるために無理に当該上諭を持ち出したような印象を受ける。

山西省については、山西巡撫諾岷^{ノミン}の雍正元年6月5日の題本が戸部の議に下され⁽²⁷⁾、戸部は同年7月9日に議覆して裁可を得ている⁽²⁸⁾。諾岷は、山西省では銭価が銀1両＝820～830文となって「兵・民」が困窮しており、制銭铸造は「誠に裨益有り」としつつ、

晋省並びに産銅の処無く、若し遠処より採買せば価値は必ず多く国帑を虧かんことを恐る。として、山西省は銅を産出せず、他省において買い付けを行えば費用がかさむので制銭铸造は不可能であると回答し、京師の宝泉局から毎年4万串を融通して山西省の兵餉に搭放することを要

⁽²⁴⁾ 『雍正戸科史書』第3冊、351-352頁、雍正元年5月15日、広西巡撫孔毓珣題本。

⁽²⁵⁾ 前註(8)所掲、允祥等題本。

⁽²⁶⁾ 『大清聖祖仁皇帝實錄』卷299、康熙61年9月戊子(6日)条。

⁽²⁷⁾ 『雍正戸科史書』第3冊、249-250頁、雍正元年6月5日、山西巡撫諾岷題本。

⁽²⁸⁾ 前註(10)所掲、允祥等題本。

請した。これに対して戸部は、経費の問題を理由に制錢鑄造を否定する山西省の回答を支持する一方で、宝泉局からの制錢提供に関しては、

査するに現在、京師の錢価は並びに晋省よりも賤ならず。若し京局の錢文を將て撥運せば、但だ運費を加増するのみならず、且つ京局の錢文も又た此の四万串を少存し、其れ京師において錢価は恐らくは更に平減するあたわず。

と述べて、諾岷の要請を拒否するよう主張し、雍正帝の裁可を得た。確かに、そもそもこの一連の論議は京師の錢貴対策として始まったものであるから、現地の錢価を引き下げるために京局の制錢を融通するなどというのは全くもって本末転倒である。諾岷の制錢移送の要請が却下されたのは、至極当然のことであろう。とはいえ、公定レートを大きく上回る錢価が報告されていながら対策を全く講じていないことには留意すべきである。

以上、本章では銅産の有無と民間の銅錢需要について調査と回答を命じられた山西・陝西・甘肅・貴州・広西の5省の制錢鑄造見送りが決定するまでの経緯をみてきた。いずれの省においても経費の問題が鑄造見送りの主たる理由となっていたこと、また、京師の錢貴対策として制錢鑄造の必要性を訴える議論が見て取れないことは、前章でみた四川省のケースと同じである。京師の錢貴対策として検討が始まったものではあったが、実際に京師の錢貴対策として注力されたとは到底いえない。その一方で、山西省の高い錢価や広西省の雜錢流通が報告されたにもかかわらず、それらは全くといっていいほど問題視されることなく、そのまま放置されたのであった。これもまた四川省のケースと共通しており、各省の銅錢流通状況に対する雍正帝や戸部の関心の薄さが窺える。

おわりに

本稿では、雍正初頭において西北・西南7省の制錢鑄造が模索されながら最終的に雲南省以外の6省の鑄造が見送られた経緯を跡づけた。それは当初、康熙末年から深刻化していた京師の錢貴への対策として着手されたものであり、京局辦銅と連結していない諸省の銅を用いて制錢を鑄造させ、京師からの制錢流出を抑制しようとしたものであった。しかし、戸部は早くから「急猝に辦理するの事に非ず」との認識を示し、京師の錢貴対策を重視する雍正帝もそれを全く問題にしなかった。中央と各省とのやり取りにおいては経費の節減が優先されるばかりで、京師の錢貴対策として扱われた様子もなく、加えて、公定レートを上回る錢価や雜多な銅錢の流通が報告されても何ら問題視されなかった。結局、もともと積銅解消のために制錢鑄造の実施を要望していた雲南省の鑄造開始を認めただけに終わり、その雲南省についても、戸部が当初の指示に盛り込んでいた他省への制錢移送は戸部自らが覆して中止させた。

おそらくは、最初に京師の錢貴対策として諸省の制錢鑄造について検討を命じた雍正帝の論旨

に、そもそも京師の錢価引き下げに向けた具体的な構想がなかったのであろう。雍正帝自身も確信があったわけではなく、戸部・各省も単に皇帝のアイデアを蔑ろにできないがために諸省の制錢鑄造を表面的に模索しただけであって、それゆえ、積銅消費の必要に迫られていた雲南省を除く6省は鑄造開始に至らなかったものと思われる。実際問題としても、これら西北・西南諸省においていくばくかの制錢鑄造がなされたところで、京師の錢貴緩和に目に見える効果が現れたとは考えがたい。

もちろん、本稿はそのように消極的な結論を導き出すためのものではない。貨幣史上重要なのは、錢貴対策を標榜する銅禁政策が雍正3～4年に成立する寸前のこの時期に、徹頭徹尾、京師の錢貴にしか政策的関心が寄せられていなかったということである。各省における銅錢流通状況それ自体は、全く問題にされていなかった。少なくとも、経費の問題を乗り越えてまで介入に力を入れるべきものとは考えられていなかった。そのようななか、突如として銅禁政策が成立し、黄銅器皿の製造・所有を禁止して強制的に買い上げて制錢鑄造の原料にするという強硬な措置が漢地全域および盛京において実施されていくのである。本稿の内容と照らし合わせれば、錢貴という市場の問題が既に漢地全域において顕在化していて対応策として銅禁政策が形成されたとみるのは極めて難しいように思われる。むしろ、京師の錢貴への対応を軸に政策形成された可能性が高いといえよう。この問題については、上田 [2016a] [2016b] において詳論することにした。

史料

『皇朝文献通考』[清] 嵇璜等纂修、乾隆51年頃→新興出版、1963

『大清会典』(雍正朝)[清] 和碩莊親王允祿等纂修、雍正11年→文海出版社、近代中国史料叢刊三編、1994-1995

『大清世宗憲皇帝実録』[清] 鄂爾泰等纂修、乾隆6年→華文書局、大清歴朝実録、1964

『大清聖祖仁皇帝実録』[清] 馬齊等纂修、雍正9年→華文書局、大清歴朝実録、1964

『雍正朝内閣六科史書 戸科』中国第一歴史檔案館所蔵→広西師範大学出版社、2009

参考文献

足立啓二 [2012 (初出1991)] 「清代前期における国家と錢」『東洋史研究』49(4) →足立『明清中国の經濟構造』汲古書院、449-481頁

上田裕之 [2009] 『清朝支配と貨幣政策』汲古書院

——— [2011] 「『雍正朝内閣六科史書 戸科』について」『滿族史研究』10、55-64頁

——— [2012] 「洋銅から滇銅へ」『東洋史研究』70(4)、31-60頁

——— [2013] 「『雍正の錢貴』はあったのか？」『史境』65、36-56頁

——— [2016a] 「清代雍正年間における銅禁政策と京局辦銅」『史学』85(4)、掲載予定 (頁数

未定)

———— [2016b] 「清代雍正年間における銅禁政策と各省の反応」『社会文化史学』59、掲載予定
(頁数未定)

黒田明伸 [1994] 『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会

佐伯 富 [1971 (初出1959)] 「清代雍正朝における通貨問題」『東洋史研究』18 (3) →佐伯『中国史研究 第二』東洋史研究会、466-564 頁

黨 武彦 [2011] 『清代経済政策史の研究』汲古書院

李 強 [2004] 「論雍正時期的銅禁政策」『学术界』104、118-128 頁

———— [2008] 『金融視角下的「康乾盛世」』黄山書社

王 德泰 [2013] 『清代前期錢幣制度形態研究』中国社会科学出版社

【付記】本稿は、平成24～27年度日本学術振興会科学研究費補助金(若手研究(B))「清代中期の制錢供給政策に関する財政史的研究—近代前夜の中国貨幣と国家—」(研究課題番号: 24720318)による研究成果の一部である。